

令和 8 年第 3 回
笠間市農業委員会総会会議録

令和 8 年 3 月 25 日 開会
令和 8 年 3 月 25 日 閉会

笠間市農業委員会

令和 8 年笠間市農業委員会第 3 回定例総会

〔令和 8 年 3 月 2 5 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 8 議案第 6 号 非農地証明願について
日程第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 11 報告第 2 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
日程第 12 報告第 3 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 8 議案第 6 号 非農地証明願について
日程第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 11 報告第 2 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
日程第 12 報告第 3 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
-

出席委員

1 番 深 谷 聡 君 1 1 番 青 木 勝 照 君

2 番	寺 門 博 君	1 2 番	小 沼 祐 君
3 番	込 山 祐 一 君	1 3 番	荻 津 修一郎 君
4 番	三 橋 美 香 君	1 4 番	入 江 保 夫 君
5 番	高 野 尚 夫 君	1 5 番	園 部 孝 男 君
6 番	鶴 田 英 樹 君	1 6 番	鈴 木 明 君
7 番	飛 田 稔 君	1 7 番	稲野邊 茂 生 君
8 番	大 橋 正 義 君	1 8 番	國 谷 博 隆 君
9 番	高 安 行 男 君	1 9 番	永 田 良 夫 君
1 0 番	菅 谷 賢 一 君		

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	島 田 耕 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 査	田 所 裕 美 君

午後 1 時 3 0 分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） ただいまから令和 8 年第 3 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第 2 項の規定により、7 番飛田 稔委員並びに 8 番大橋正義委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案の審議を始める前に、事務局より報告があります。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から報告がございます。議案に関する報告でございます。

3月19日木曜日に、人事異動の内示がございました。人事異動の内示におきまして、農業委員会事務局職員の異動がございました。

このことによりまして、議案第8号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による笠間市農業委員会事務局職員の任免については、削除となります。

事務局からの報告は以上となります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号34について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

17番。

○17番（稲野邊茂生君） 番号34につきまして、調査の結果を報告いたします。

3月19日に、指名調査員2名と譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。

譲渡人につきましては、電話で確認をしております。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、出雲大社入り口から国道50号線を50メートルぐらい行った道路を渡る隧道の下、南に50メートルくらいのところです。

譲受人の申請事由は、今まで譲渡人の土地を管理していたが、譲渡人が高齢化のため申請地を贈与するということです。

取得後の申請地の利用は、耕作を目的とした贈与であり、適正と認められます。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号35について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号35について、調査の結果を報告いたします。

3月19日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。

代理人については、電話にて確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は北川根第3用水機場の北側にありました。

譲受人申請事由は、譲渡人との間で、農地中間管理機構を通して使用貸借権を設定して耕作してきたが、期間満了を機に譲渡人から譲渡の申し出があったため、譲り受けることとしたとのことです。

譲渡人は、耕作ができないので譲渡するとのことです。

権利関係は、売買による所有権移転です。

耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力、技術等も問題ないと思われます。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号36について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

3番。

○3番（込山祐一君） 番号36につきまして、調査の結果を報告いたします。

3月21日午後1時より、指名調査員2名と推進委員、譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道43号線上にあります岩間第二小学校前の交差点から南へ300メートルほど行ったところに下押辺公民館があり、そこから東へ800メートルほど行った右側の栗畑でした。

譲受人の申請事由は、自分の耕作地に隣接しており、農業経営の規模拡大をしたいとのことでした。

譲渡人の事由ですが、労力不足もあり、十分な耕作管理ができないので買い取ってもらうとのことです。

権利移転の内容は売買で、耕作を目的とした所有権の移転であり、労働力、技術等についても適正と認められます。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたしま

す。

番号34から36につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号8について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。

7番。

○7番（飛田 稔君） 番号8について、調査報告いたします。

3月19日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査をいたしました。

申請地は、ポレポレ笠間店前の信号から国道50号線方面に50メートルほど進み、西へ100メートル入った右側です。

今回の案件は、2月の総会で農地法第5条の許可がされた案件で、この後、報告いたしますが、5条許可の取消申請と5条許可申請が同時に提出されております。

土地の一部が宅地の一部として使用されておりましたので、分筆して転用の申請をしたいとのことです。

面積は、261平方メートルのうちの21.68平方メートルです。境界杭も確認いたしました。

宅地の一部として使用していたことについて、顛末書が出されております。

その他、関係書類も完備されておりますので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号9について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

1番。

○1番（深谷 聡君） 番号9について、調査の結果を報告いたします。

3月18日に、指名調査委員2名と申請人で現地調査を行いました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、北山公園入口十字路を北東に300メートル進んだ右側にありました。

転用事由は、農作業の効率化を図るため物置の改修を行い、農業機械等の保管のため下屋の設置を行うとのことです。

隣接地への日照、通風、耕作に影響はありません。

近隣状況は、東側畑、西側宅地、南側山林、北側宅地。取水排水計画はなし。雨水については敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号10について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号10について調査の結果を報告いたします。

3月19日、指名調査委員2名、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、随分附にある西池の東側にありました。

申請事由は、新鮮な野菜を供給するため、所有地に農業用冷蔵庫を建設するとのことです。

また、許可を得ず農業用倉庫を作業所として使用していたため、始末書が添付されています。

近隣の状況ですが、東側畑、西側ため池、南側畑、北側山林です。取水、污水、雑排水はありません。雨水は敷地内浸透処理となります。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号11について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

10番。

○10番（菅谷賢一君） 番号11について、調査結果を報告いたします。

3月21日、指名調査委員と申請人及び申請人の代理人の立会いの上、現地調査を行いま

した。

申請地は、国道355号線バイパスを石岡方面に向かい、市野谷北の十字路を左折し小美玉方面に進み、小島十字路を右折して1.2キロメートルぐらい行ったところの十字路を左折し、800メートルぐらい行った左側の土地です。

申請理由は、袋地解消のための進入路として使用するためです。

取水及び排水の計画はありません。雨水は敷地内浸透処理です。

隣接地への日照、通風、騒音の影響ありません。

その他、関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号12について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

3番。

○3番（込山祐一君） 番号12につきまして、調査の結果を報告いたします。

3月21日午後1時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線バイパスの市野谷北交差点を小美玉方面へ300メートルほど行った左側に所有者の自宅があり、そこから北へ300メートル入ったところにありました。

転用事由ですが、申請者は、自分で耕作はできませんが、隣接農地を耕作する人のために、農機具や資材などの保管場所として申請地を利用したいとのことでした。

現地ですが、事前に碎石が敷かれており、鉄管パイプにスチール製の雨戸がコの字に貼り付けてあった倉庫がありました。事前に着工してしまったということで始末書が添付されております。

そのほか、道路から倉庫の中身が丸見えの状態のために、盗難防止のため鍵をつけるようなことをしてくださいということをお話してきました。

隣接への影響ですが、東側がキャンプサイト、西側が畑、南側が畑、北側が畑と山林。農地への影響はないと思われます。

その他、関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号10及び11につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

そのほかにつきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号2及び3について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。

7番。

○7番（飛田 稔君） 番号2、3について報告いたします。

申請人、申請目的等について、同一なので、まとめて報告させていただきます。

申請地は、国道50号線から笠間自動車学校方面に向かい500メートルほど進んだ右側です。

去年の10月に、農地法第5条の申請でサカキを植える予定でしたが、日当たりが良すぎてサカキの育成に適さないため、杉に変更したいとのことです。サカキを植えても収益を得られないと考え、将来的に収益の見込める杉に変更したいとのことです。

申請面積も変更等はなく、関係書類も完備されておりますので問題ないと思われます。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

番号1について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。

7番。

○7番（飛田 稔君） 番号1について報告いたします。

先ほど農地法第4条で報告いたしました申請の関連案件で、申請者、申請地は同じです。

令和8年2月総会で農地法第5条の許可を受けた案件で、土地の一部が宅地の一部として使用されておりましたので、許可を取消して申請し直すとのことです。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可の取消願について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号36について、議席番号7番、14番委員より調査報告をお願いします。

7番。

○7番（飛田 稔君） 番号36について報告いたします。

先ほど農地法第4条及び農地法第5条許可取消願でも報告した申請の関連案件で、申請地は同じなので省略させていただきます。

申請地の261平方メートルのうちの239.83平方メートルの農地の所有権移転です。

譲渡人は、不要な農地を手放したいとのことで、譲受人は、耕作できない土地を活用し、インフラが整っている土地に住宅用地として適しているため、活用したいとのことです。

隣接状況は、東側宅地、西側宅地、南側道路、北側宅地で、周辺への日照、通風、耕作等への影響はありません。取水は公共上水道、排水は公共下水道であり、雨水は敷地内浸透処理です。

その他、関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号37について、議席番号2番、16番委員より調査報告をお願いします。

16番。

○16番（鈴木 明君） 番号37について、調査結果を報告いたします。

3月15日午前中、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地は議案書のとおりです。

申請地につきましては、国道50号線の金井交差点から北へ県道笠間緒川線を飯田ダム方向へ600メートルほど先の十字路を右折し、約800メートル入った左側にありました。

土地の選定理由は、現在、笠間市内在住の譲受人夫婦が、本籍地でもあり、譲渡人の近隣に転居するための自己用住宅を建築したく考え、申請地が将来を考えた上で、立地、利便性が最適と判断したそうです。

候補地は3か所あったのですが、2か所については、現在、農地として利用しており、宅地にしたくないとのことで、申請地は、現在、休耕状態なので選定したとのことです。

譲渡人と譲受人との関係は、親子の関係です。

契約内容は、使用貸借です。建築資金は全額借入れで、盛土はなし。

申請地の隣接状況は、東側農地、西側市道、南側市道、北側農地。取水計画は、上水道本管より分岐して取水。汚水、雑排水は、合併処理浄化槽を設置し、南側市道側溝へ放流。雨水排水は敷地内浸透処理の計画です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号38について、議席番号8番、17番委員より調査報告をお願いします。

8番。

○8番（大槁正義君） 番号38について調査結果を報告します。

3月18日、調査委員2名、申請人立会いの下、現地調査をしてきました。

申請内容、申請理由、申請地については議案書のとおりです。

申請地は、県道109号線の北関東自動車道の下を通過して、南に約1キロメートル行った農地でした。

申請内容は、一時転用での資材置場としての使用貸借です。

譲受人の申請事由は、資材置場がないため、譲渡人より借り受けたい。

譲渡人の事由は、譲受人の要望に応じることです。

周辺状況は、東側畑と宅地、西、南、北側が畑です。

進入路から入ったところには、既に碎石と、現場で出た廃材が置かれていました。

周りの地主さんには、資材置場や小屋を設置すると説明済みで、同意も得ているとのこと。

周辺への影響もなく、始末書も添付されています。問題ないと思いますので、御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号39について、議席番号1番、5番委員より調査報告をお願いします。

1番。

○1番（深谷 聡君） 番号39について、調査の結果を報告いたします。

3月18日に、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部駅北口を北に300メートルのところにありました。

譲受人事由は、賃貸物件に居住しているが、手狭になったことから土地を購入し、住宅を建てるものです。

譲渡人事由は、購入の申し出があったため同意したとのこと。

近隣状況は、東側道路、西側畑、南側墓地、北側住宅。隣接地への日照、通風、耕作に影響はありません。

取水計画は、前面道路より上水道を引き込みます。排水計画は公共下水道。雨水については敷地内浸透処理です。

関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号40、41について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。
13番。

○13番（荻津修一郎君） 番号40について、調査の結果を報告します。

3月19日、指名調査委員2名、譲受人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地の申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線、ヤマト運輸笠間平町営業所の交差点を上加賀田方面に向かい、弘喜銘木の先のY字路を右に入り、北西に400メートルぐらい行ったところにありました。

譲受人の申請事由は、周辺に建築物や高木がなく、安定した日照が確保できるため、再生エネルギーの事業用地として活用するということです。

譲渡人の自由は、農業をする跡継ぎもなく、耕作することはないために売却を決意したとのことです。

契約の内容は売買で、資金調達面から見ても実現性は認められます。

隣接地への影響は、東は畑、南は宅地と山林、西は畑、北は原野となっており、隣接地への日照、通風、耕作地への影響はないものと見てまいりました。

申請地は南側に傾斜地があり、原野化していて境界杭の確認が全て取れておりません。

関係書類については完備されておりますので、境界杭の確認が取れば許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号41について、調査の結果を報告いたします。

3月19日、指名調査委員2名、譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請人、申請目的等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、県道30号線、随分附の信号を東に200メートル、右折して250メートルほどのところにありました。

譲受人申請事由は、農地と隣接する空き家を譲り受けることになったが、空き家が道路に面していないため、進入路及び駐車場にするとのことです。

譲渡人は、管理ができないため譲り渡すとのことです。

近隣の状況は、東側畑、西側、南側道路、北側宅地です。

日照、通風等に関しても問題ないと見てまいりました。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ここで事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号37、41につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

15番。

○15番（園部孝男君） 番号40ですが、先ほど担当委員から境界杭が確認できればという報告があったのですけれども、その件について詳細の説明をいただけますか。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局のほうから御説明させていただきます。

先ほども担当委員から御説明があったとおり、関係書類、それから転用の事業内容については、特に支障がないと判断されたということです。事務局のほうで、事業者と境界杭の復元についての調整を現在行っておりますが、何箇所かまだ確認ができていないということで、今後、事業者、事務局、農業委員さん立会いの下、最終的な境界が全て復元されたときに確認が取れれば、その時点で許可書を交付するというようなことで、条件付許可というような判断をさせていただいております。

以上です。

○15番（園部孝男君） 了解です。

○議長（永田良夫君） そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） なければ、直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議案第6号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について、議席番号1番、5番委員より調査報告をお願いします。

1番。

○1番（深谷 聡君） 番号1について、調査の結果を報告いたします。

3月18日に、指名調査委員2名と申請者と電話で確認の上、現地調査を行いました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、ダイソー友部東平店を南に200メートルほど行った右側にありました。

申請事由は、地目変更登記のためです。

20年以上前から非農地となっていたことが客観的に証明でき、土地現況証明書など関係書類についても完備しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号 非農地証明願について、原案のとおり決することに賛成委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、9ページから12ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が9件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が3件、賃貸借権の設定が7件となります。

合計20筆、4万1,283平方メートルの計画でございます。

詳細につきましては、議案書9ページから12ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）について、原案のとおり決することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号（一括契約）は原案のとおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。

議案書につきましては、13ページになります。

番号5は、契約変更のため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第2号 農地改良行為事業完了届に対する調査結果報告についてを議題といたします。

番号4について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

8 番。

○8 番（大橋正義君） 番号 4 について報告します。

3 月 18 日、調査委員 2 名、申請人立会いの下、現地調査をしてきました。

場所は、北吉原の積水ハウス工場のため池の下でした。

計画書どおり、湿田が解消されていました。

作付計画では、水稻と記載がありますが、野菜を栽培するそうです。

以上、報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号 5 について、議席番号 6 番、13 番委員より調査報告をお願いします。

13 番。

○13 番（荻津修一郎君） 番号 5 につきて、調査の結果を報告します。

3 月 19 日、指名調査委員 2 名、代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

届出人、届出地等については、議案書のとおりです。

届出地については、届出どおりに改良行為が完了していることを確認してまいりましたので報告します。野菜の作付をする予定であるということです。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第 2 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第 3 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第 12、報告第 3 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第 3 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について報告いたします。

議案書につきましては、15 ページになります。

番号 1 は、水戸地方法務局から令和 8 年 2 月 18 日付で農地の現況等について照会がありました。

調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和 8 年 2 月 27 日金曜日午後 4 時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、セブンイレブン友部旭平店の北側十字路の信号から北東へ約 200 メートル進んだ先の丁字路を左折し、約 60 メートル進んだ右側と左側にありました。

現地の状況ですが、令和7年6月に農地法第5条の許可を受けており、開発行為による宅地造成工事が行われ、宅地敷であったことから、水戸地方法務局へは3月10日付で非農地と報告いたしました。

番号2は、水戸地方法務局から令和8年2月18日付で農地の現況等について照会がありました。

調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和8年2月27日金曜日午後4時20分から、御覧の調査委員と事務局で調整いたしました。

場所は、先ほど番号1の敷地の北東側に隣接してありました。

現地の状況ですが、登記地目が放牧地であり、現況は宅地敷であったことから、水戸地方法務局へは3月10日付で非農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第3号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和8年第3回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時16分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

7 番 委 員

8 番 委 員